

白石町立中学校に係る部活動の基本方針

令和6年7月

白石町

I はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなってきました。生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

これらのことから、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指すとともに、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的に実施されるよう「白石町立学校に係る部活動の基本方針」（以下、「基本方針」とする。）を策定します。

Ⅱ 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための整備について

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ① 校長は、本基本方針に則り、毎年度、「部活動の基本方針」を策定し、活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ② 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）や毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長へ提出する。
- ③ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や地域指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員や地域指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- ② 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 町教育委員会及び校長は、部活動顧問や部活動指導員、地域指導者を対象とし、スポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上と学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ⑤ 町教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

- ⑥ 町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり、指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、地域指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。
- ⑦ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

2 合理的で効果的な活動の推進について

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長、部活動顧問、部活動指導員及び地域指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。
- ② 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び地域指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも、体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果を得ることができる指導を行う。
- ③ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び地域指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ④ 部活動顧問、部活動指導員及び地域指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定について

(1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

① 休養日

(ア) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日 を設ける。

毎週月曜日又は水曜日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会・試合・コンクール等（以下「大会等」という）への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(イ) 長期休業中の休養日の設定は、学期休業中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(ウ) 以下を白石町における共通の「部活動休養日」とする。

- A 毎月第3日曜日・・・佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」
- B 町教育委員会及び学校が定める定時退勤日
- C 町教育委員会が定める「学校閉庁日」
- D 定期テスト等の3日程度前からテスト終了まで

② 活動時間等

(ア) 部活動は、必ず教員・部活動指導員・地域指導者の監督指導の下で実施し、活動時間は以下の通りとする。

- 平日：長くとも2時間程度
- 長期休業中：長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）

(イ) 活動時間及び日没時間を考慮し、下校時間を設定する。下校時刻の設定に当たっては、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮する。

(ウ) 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保や地域行事への積極的な参加等の観点、また、教員等の負担軽減や教科指導の充実等の観点から、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

(3) 学校における休養日及び活動時間等の設定

- ① 校長は、「部活動の基本方針」の策定に当たって、前記3(1)の基準を踏まえるとともに、町教育委員会が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ② 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- ③ 顧問は、1(1)の活動計画等の作成に当たっては、学校全体としての休養日及び活動時間等に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定する。

(4) 参加する大会等の見直し

- ① 校長は、生徒の教育的意義、生徒及び顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。特に、週末に休養日が設定できるよう、2日間にわたる大会への参加が連続週にならないよう考慮する。
- ② 白石町立中学校においては、県大会規模の大会等については年4回程度の参加を目安とする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

- (2) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- (3) 町教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

- (1) 町教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

- (2) 町教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

- (3) 白石町スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、町教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、町教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。さらに、町教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

- (4) 町教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

- (5) 町教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。